

2024 年度

## 草の根技術協力事業

### 募集要項

(草の根協力支援型、草の根パートナー型、地域活性型)

初回応募相談締切

草の根パートナー型 }  
地域活性型 } 2024 年 10 月 1 日 (火) 日本時間 17 時

草の根協力支援型 2024 年 10 月 31 日 (木) 日本時間 17 時

応募締切

草の根パートナー型 }  
地域活性型 } 2024 年 11 月 1 日 (金) 日本時間 17 時必着

草の根協力支援型 2024 年 11 月 29 日 (金) 日本時間 17 時必着

公示日 : 2024 年 6 月 28 日 (金)

独立行政法人 国際協力機構

# 目 次

第1章 草の根技術協力事業の概要	3
1. 草の根技術協力事業とは	3
2. 草の根技術協力事業の3要素	3
3. 事業形態と事業の規模及び期間	5
4. 事業対象分野	5
第2章 応募相談、応募方法及び選考の流れ	8
1. 応募相談	8
2. 応募締切及び応募方法	8
3. 募集要項に関するお問い合わせ先	9
4. 応募から選考、事業開始までの流れ	10
5. 応募から事業開始までの各段階の詳細	10
第3章 応募資格要件と資格審査書類	13
1. 応募資格要件	13
2. 資格審査書類	17
第4章 事業提案書の作成	20
1. 事業提案書の構成と提出書類	20
2. 事業提案書の記載内容	21
3. 審査項目・配点表	30
第5章 事業経費の考え方	34
1. 見積書の作成	34
2. 消費税の考え方	35
3. 間接経費	35
4. 合理的配慮対応	35
第6章 事業実施にかかる安全対策	36
別紙1 草の根技術協力事業の対象国等について	38
別紙2 草の根技術協力事業の対象とはならない事業について	47
別紙3 外国人材受入・活躍支援枠について	49
別紙4 医療行為を含む事業の応募について	51
別紙5 参考情報	54

# 応募書類様式一覧

## 【全型共通】

### ➤ 資格審査書類

- 様式 I 資格審査書類及び事業提案書の提出について
- 様式 I - ア 誓約書
- 様式 I - イ 共同事業体結成届
- 様式 I - ウ 法人の代表者が契約主体となることを約束する文書（大学）

### ➤ 事業提案書

- 様式 II 事業提案書 表紙・目次・略語表・本文
- 様式 II - ア 事業提案書要約（和文）
- 様式 II - イ 国内外における同一・類似分野での活動経験（記入例あり）
- 様式 II - ウ 事業の実施スケジュール（記入例あり）
- 様式 II - エ 業務従事者配置計画（記入例あり）
- 様式 II - オ プロジェクトマネージャー及び業務従事者の経歴書（記入例あり）
- 様式 III 事業対象地域の地図
- 様式 IV 医療行為を伴う事業提案 補足情報

### ➤ 見積書

以下ウェブサイトの「本体契約」の「内訳書」にある「見積書」の様式を用いて作成してください。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone\\_saisyaku.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_saisyaku.html)

## 【参考資料】

- 草の根技術協力事業に係る業務ガイドライン（2024年6月）
- 草の根技術協力事業に係る契約管理ガイドライン（2024年6月）
- 草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン（2024年6月）

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone\\_saisyaku.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_saisyaku.html)

---

## 第 1 章 草の根技術協力事業の概要

---

### 1. 草の根技術協力事業とは

草の根技術協力事業は、国際協力の意思のある日本の NGO/CSO、その他民間の団体、地方公共団体または大学が、開発途上国の住民を対象として、その地域の経済及び社会の開発または復興に協力することを目的として自己の利益に関わりなく行う国際協力活動です。

団体が有する技術、知見、経験を生かして提案する活動を、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という）が提案団体に業務委託して JICA と団体との協力関係のもとに実施する共同事業です（**助成金とは異なります**）。

本事業は JICA が政府開発援助（ODA）の一環として行うものであり、その活動または成果報告等を通じ、広く日本の市民の国際協力への理解・参加を促す機会となることを期待しています。

### 2. 草の根技術協力事業の 3 要素

**草の根技術協力事業は、以下の 3 つの要素を満たした活動であることが必要です。**

#### （1）日本の団体が主体的に行う「技術協力」であること

草の根技術協力事業で実施が認められる活動は、以下の 3 点です。

- 1) 開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- 2) 開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与 （支援型は対象外）
- 3) 開発途上地域のカウンターパート等に対する技術研修の実施

#### （2）相手国側実施機関（カウンターパート）との協働であること

#### （3）開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に裨益すること

### 【技術協力について】

技術協力とは、社会経済基盤の整備、生産活動の拡大、環境保全、貧困削減等に必要な組織・制度・技術及び資本が不十分な開発途上国において、そうした発展への阻害要因を取り除くために、日本からの人材の派遣や開発途上国からの人材の受入等の人を介した協力を通じて、開発途上国に日本の技術、技能、知識や制度を移転、あるいは開発途上国の実情にあった適切な技術等の開発や改良を行うことを指します。

効果的な技術協力を行うためには、現地に合った技術や活動を把握するための情報収集・分析と、開発途上国の人材（事業を共同で実施する、あるいは知識・技術等の移転対象となるカウンターパートや地域住民等）の主体的な参加を促し、将来にわたり活動が開発途上国の人材により継続できるようにすることが不可欠です。

### 【カウンターパートについて】

カウンターパートは提案団体とともに事業を実施し、相手国側で事業にかかる責任を担う機関であり、実施中、及び終了後の成果の持続のために極めて重要な役割を果たします。そのため、応募前にカウンターパートと十分に協議し、草の根技術協力事業の制度、提案事業内容、カウンターパートに求める役割と業務、国内法令等の確認を行う必要があります。また、事業の実施方法について具体的な協力体制を構築し、カウンターパートと事業に係る合意を得た上で、応募いただく必要があります。

カウンターパートは公的機関または非営利団体とします。営利企業等、事業の実施が当該機関の経済的利益に繋がると考えられる団体はカウンターパートにはなれません（私立の病院や教育機関はカウンターパートにできますが、公共性・公益性を確保してください）。

カウンターパートとの連携・協議状況は審査項目の1つであり、提案事業の計画・実施上最も重要な要素の一つですので、提案時からの変更は原則として認めていません。

### 3. 事業形態と事業の規模及び期間

草の根技術協力事業には、以下の3つの事業型があります。

#### (1) 草の根協力支援型

草の根協力支援型は、開発途上国への支援実績が少ない NGO 等の団体を対象にしたものです。提案団体が事業実施を通じて開発途上国への国際協力の経験を積み、将来的に国際協力の担い手として活躍することを期待しています。**提案事業の実施期間は3年以内で、提案可能な金額の上限は1,000万円です。**

#### (2) 草の根パートナー型

草の根パートナー型は、開発途上国における国際協力を豊富な実績を有している NGO 等の団体を対象にしたものです。提案団体がこれまでの経験や強みを活かし、開発途上国の課題解決により寄与する事業を展開することを期待しています。**提案事業の実施期間は3年以内で、提案可能な金額の上限は1億円<sup>1</sup>です。**

#### (3) 地域活性化型

地域活性化型は、地方公共団体を対象としたものです。地方公共団体及び関連団体の知見・経験・技術等を活用した海外展開を促し、開発途上国の開発課題の解決とともに日本の地域や経済の活性化にも寄与することを期待しています（開発途上国における活動が主であり、当該部分が限定的な場合や、日本国内への貢献が主となる事業は対象外となります）。地域活性化型に限り、提案団体である地方公共団体が指定した団体（以下「指定団体」）が事業を担うことも可とします。**提案事業の実施期間は3年以内で、提案可能な金額の上限は6,000万円です。**

### 4. 事業対象分野

持続可能な開発目標（SDGs）<sup>2</sup>への貢献及び「JICA グローバル・アジェンダ」との

<sup>1</sup> 2021年度より提案団体の支出実績を元にした上限金額の設定は廃止しましたが、団体としての経験を踏まえ、監理運営が可能な範囲の金額で事業を計画してください。

<sup>2</sup> SDGsに関するJICAの取り組み方針については、以下を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/index.html>

関係性があり、特に以下に合致する事業を重視します。

- 社会経済的に脆弱な国・地域（アフリカ、後発開発途上国（LDCs）<sup>3</sup>等）において「農業・農村開発」、「保健医療」、「栄養」、「教育」、「社会保障・障害」、「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」等に関して提案団体が有する技術、経験、知見を活かし、開発途上国の脆弱な人々・コミュニティの生活改善、生計向上につながる事業や、住民に対する公共サービスの向上を目指す事業。

なお、各開発途上国には日本政府の援助重点分野が設定されており、提案事業はこれに合致していることが必要です。提案内容を検討の際には、外務省ウェブサイトにある「国別開発協力方針（旧国別援助方針）・事業展開計画」を参照ください（一部未作成の国もあります）。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html)

#### **【JICA グローバル・アジェンダについて】**

JICA は、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現というミッションの下に、SDGs の Prosperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）という4つの切り口から20の事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定しました。この「JICA グローバル・アジェンダ」に基づき、開発途上国の政府・人々はもちろん、国内外の様々なパートナーと協働してグローバルな課題解決に取り組み、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を迫及できる、自由で平和かつ豊かな世界の実現を目指しています。

応募前に提案内容分野の JICA グローバル・アジェンダを確認ください。

[https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/issues/global\\_agenda.html](https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/issues/global_agenda.html)

また、開発途上国の住民の生活改善、生計向上の一環として、当該国からの労働者の適正な送出しやこれら労働者の人権保護、当該国・日本国内での活躍の促進に向けた①政策・制度の整備・運用、②人材育成、③組織的・人的ネットワーク構築・強化

<sup>3</sup> 後発開発途上国（LDCs）については以下のリンク先を参照ください。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/about/standard/class2012.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/standard/class2012.html)

を重視する提案については、「外国人材受入・活躍支援枠」として、通常案件とは異なる視点で審査します（第4章「審査項目・配点表」参照）。

なお、別紙2「草の根技術協力事業の対象とはならない事業について」に記載の事業は対象外となります。草の根技術協力事業は、提案団体の経済的利益に関わりなく行われる活動である必要があり、特に現地住民の利益と相反するような自己の経済的利益の追求は認められません。

### 【参考：過去の採択・実施事業】

これまでに各型で採択・実施された草の根技術協力事業の事業名及び事業概要をJICA ウェブサイトで公開しています。

- ・草の根協力支援型 <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/index.html>
- ・草の根パートナー型 <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/partner/index.html>
- ・地域活性化型 <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/chiiki/index.html>

### 【医療行為を含む事業の提案について】

医療行為を含む事業も試行として対象としています。事業の中で、技術協力の手段として医療行為を実施する必要がある場合は、別紙4「医療行為を含む事業の応募について」を参照の上、応募相談を受けてください（応募相談の詳細は、第2章を参照ください）。医療行為を含む事業に関する応募相談は、通常のコールセンターよりも確認事項が増えるため、早めに応募相談をお願いします。

なお、保健医療分野で医療行為を含まない提案の場合、医療行為を行わない旨の同意書の提出を求める場合があります。また、医療行為と認められない検査や健康診断であっても、現地政府への申請手続きや対象者またはその保護者等からの同意書取付等、追加の手続きが必要な場合があります。手続きによっては、事業開始前に完了しておく必要がありますので、詳しくは、応募相談時に確認ください。

---

## 第2章 応募相談、応募方法及び選考の流れ

---

### 1. 応募相談

#### (1) 応募相談

2023年度より、第3章記載のとおり、全ての型で応募相談を必須としています。  
草の根技術協力事業の応募を希望する場合は、以下「(2) 初回応募相談締切」までに提案団体の本部所在地（登記上の住所）または提案事業の実施主体となる支部等（ただし、法人登記簿に記載）がある都道府県を所管する JICA 国内機関に初回の応募相談を終えてください<sup>4</sup>。連絡先は以下参照。

<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

#### (2) 初回応募相談締切

草の根パートナー型、地域活性型：2024年10月1日（火）日本時間17時

草の根協力支援型：2024年10月31日（木）日本時間17時

### 2. 応募締切及び応募方法

#### (1) 応募書類一式（資格審査書類・事業提案書）提出期限

草の根パートナー型、地域活性型：2024年11月1日（金）日本時間17時必着

草の根協力支援型：2024年11月29日（金）日本時間17時必着

#### (2) 提出書類

第3章～第5章を参照の上、応募に必要な書類を準備ください。

#### (3) 提出先

提案団体の本部所在地（登記上の住所）または提案事業の実施主体となる支部等（ただし、法人登記簿に記載）を所管する JICA 国内機関

---

<sup>4</sup> 共同事業体による応募の場合、代表団体の本部所在地（登記上の住所）または提案事業の実施主体となる支部等（ただし、法人登記簿に記載）がある都道府県を所管する JICA 国内機関に応募相談や書類の提出を行ってください。

#### **(4) 提出方法**

電子データで提出ください。「様式Ⅱ-ア」(事業提案書要約)はWordで送付ください(詳しい提出方法はJICA国内機関担当者に確認ください)。

※応募書類一式は返却しません。また、指定した書類以外のものが提出されても審査の対象とはならず、返却も行ないませんので、注意ください。

※応募書類一式に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号、最終改正平成28年第51号)」に従い、適切に管理し、取り扱います。

※応募書類一式は、草の根技術協力事業の審査及び提案内容の確認のみに使用し、JICA外にはその内容を公表しません。

※締切後は提案内容に関する相談や提案内容の差替え等に応じることはできません。

### **3. 募集要項に関するお問い合わせ先**

本募集要項の記載事項に係る確認がある場合は、以下の要領で連絡ください。なお、個別の提案内容に係るお問い合わせは、所管のJICA国内機関に連絡ください。

(1) 質問提出期限：2024年10月28日(月)日本時間17時

(2) 提出方法：電子メールにて提出

(3) 宛先：独立行政法人国際協力機構

国内事業部市民参加推進課「草の根技術協力事業」係

(4) 電子メールアドレス：tatpp@jica.go.jp

※メール件名を「草の根技術協力事業募集要項にかかる質問」とし、以下の項目について必要事項を記載ください。

①提案団体名/指定団体名、②担当者名、③電話番号、④電子メールアドレス

⑤該当資料、⑥該当ページ、⑦該当項目、⑧質問内容

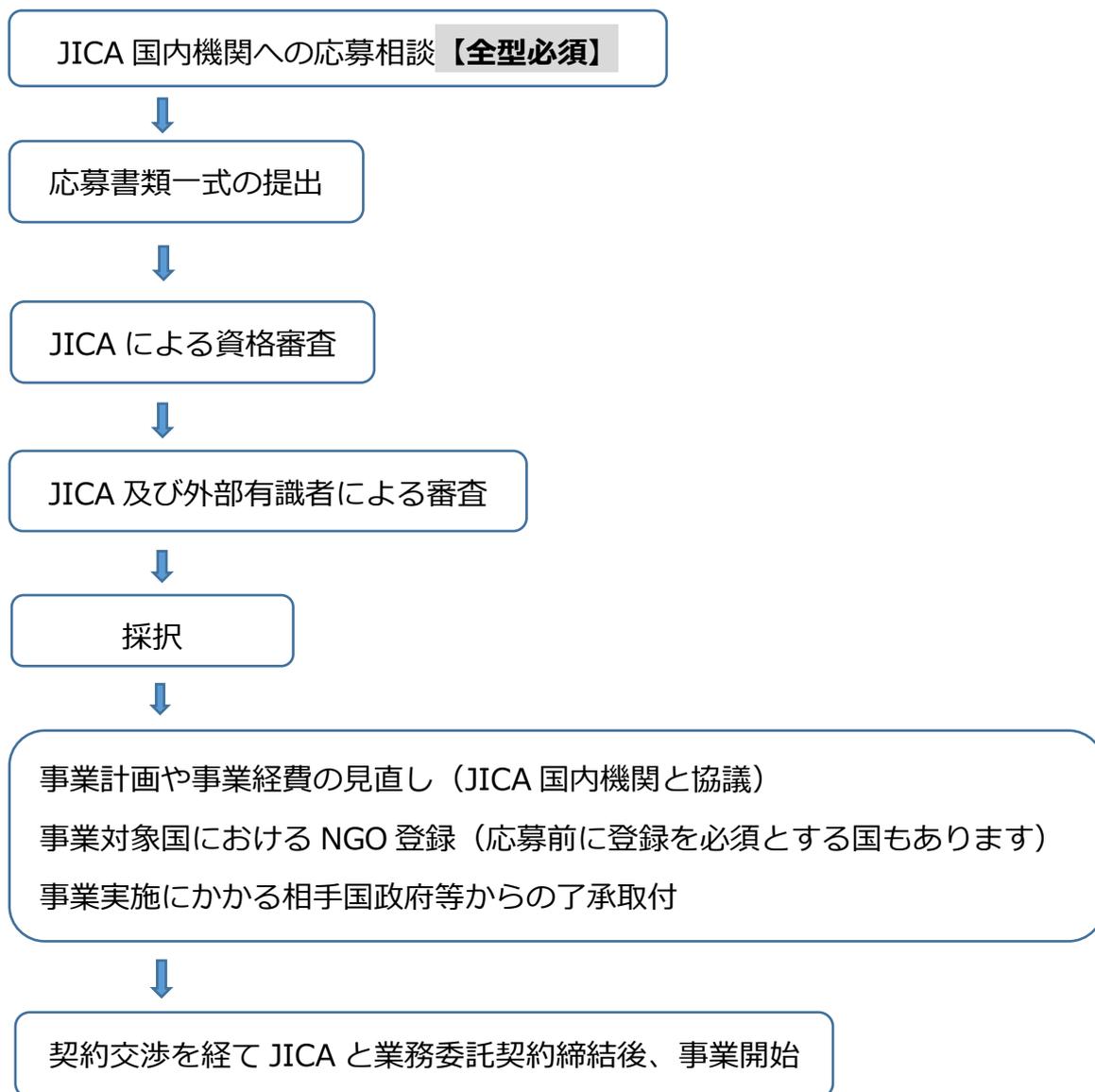
(5) 質問への回答方法

質問にはメールで回答します。全体にお知らせする必要がある内容の場合には、逐次(ただし、2024年10月31日(木)日本時間17時までに)以下のJICAウェブサイト上(「新着ニュース」の項)に掲示します。

<https://www.jica.go.jp/partner/index.html>

※質問や回答によって募集要件が変更されることがありますので、提案団体は質問提出の有無にかかわらず上記のウェブサイトを随時確認ください。

#### 4. 応募から選考、事業開始までの流れ



#### 5. 応募から事業開始までの各段階の詳細

##### (1) 資格審査

提案団体や提案事業が応募要件を満たしているかを審査します（第 3 章参照）。審査結果は、不採択となった団体にのみ、JICA 国内機関から通知します。

## **(2) JICA 及び外部有識者による審査**

「審査項目・配点表」(第4章参照)に基づき審査します。その過程で、プロジェクトマネージャー予定者やカウンターパートに聞き取りを行うことがあります。また、外交上の不都合の有無等についても確認します。

## **(3) 結果通知**

2025年3月(予定)に、JICA 国内機関を通じて通知します。

## **(4) 実施計画等の協議／NGO 登録／相手国政府等からの了承取付**

採択された事業について、提案団体と JICA が事業内容・計画・経費を協議の上、見直しを行います。事業内容や経費は、実施計画等の協議を通じた提案内容の見直しを経て、契約交渉後に確定します。

並行して、必要に応じ、事業対象国における NGO 登録を提案団体が行います。NGO 登録は応募前に完了を必要とする国もありますので、別紙 1「草の根技術協力事業の対象国等について」を確認ください。

また、草の根技術協力事業の実施に先立ち、相手国政府等からの了承を取り付ける必要があります(JICA 在外事務所と相手国政府等との合意文書締結等)。JICA が提案団体の協力を得ながら了承取付を行います(一部、提案団体またはカウンターパートが手続きを行う必要がある国があります)。

**実施計画等の協議や了承取付等には、相手国の状況により相当の期間を要することがあります。**相手国了承取付が完了した後に業務委託契約の手続きが始まります。

### **【相手国政府等からの NGO 登録・了承取付について】**

<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html>

## **(5) 契約交渉及び業務委託契約の締結**

提案団体と JICA で契約交渉を行い、業務委託契約を締結します。草の根パートナ一型と地域活性型の契約は、特段の事情がない限り、原則電子契約となります。

### 【重要：事業開始期限について】

採択事業については、採択結果通知後、速やかに業務委託契約を締結し、事業を開始することを原則とします。**迅速な事業実施や、時間の経過による事業対象地の状況変化の観点から、採択結果通知から2年後の事業開始期限までに JICA との契約締結に至らない場合、事業の実施は困難と判断し、採択を取り消しとします**（相手国政府からの了承取付ができない場合や、治安・政情が悪化した場合も含みます）。

## （6）情報の公表

採択した提案事業については、事業名と団体名を JICA ウェブサイトに公表します。契約締結後は契約概要を JICA ウェブサイト上に契約情報として公表します。具体的な公表内容は、以下のウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照ください。これらに加え、案件概要表を公表します。

JICA で役職員を経験した者が提案団体にいる場合や、提案団体の事業収入に占める JICA との取引に係る額が3分の1以上である場合<sup>5</sup>等には追加で公表する情報があります。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

<sup>5</sup> JICA との年間の取引高が年間の総収入に占める割合が三分の一を超える公益法人等については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、JICA との取引等の関係を JICA の財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。情報公開に関する要請に適切に応えるため、JICA の決算時期（4月、5月）に前年度の取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

## 第3章 応募資格要件と資格審査書類

### 1. 応募資格要件

3型共通で必要な資格要件と、各型で必要な資格要件があり、その両方を満たすことが必要です。

#### 3型共通の応募資格要件（指定団体含む）

- (1) 事業報告書及び収支報告書が毎年作成され、公表されていること。
- (2) 提案事業の実施に必要な財務状況・組織体制が確保されていること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) JICA 契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に規定する以下の失格要件に該当しないこと。
  - 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人。
  - 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから 5 年を経過していない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
- (5) 初回応募相談締切までに JICA 国内機関で初回の応募相談を終えていること。
- (6) 資格審査書類及び事業提案書が提出期限前に提出されていること、資格審査書類の不足や、事業提案書の必要記載事項の不足がないこと、並びに、資格審査書類及び事業提案書に虚偽の内容が記載されていないこと。
- (7) 今回の募集において、1 団体 1 事業のみの応募であること。  
※地域活性型の指定団体（以下の「地域活性型」（1）参照）としての応募も

1 事業としてカウントします。

- (8) 原則として応募締切日時時点で採択済未開始事業を有していないこと。
- (9) 2015 年度以降、草の根技術協力事業（全型）において同一国かつ同様の内容で過去 3 回不採択となっていないこと<sup>6</sup>。
- (10) 提案団体または指定団体がこれまで実施してきた草の根技術協力事業と同一の内容を単に継続する事業ではないこと。
- (11) 2024 年度「世界の人びとのための JICA 基金活用事業（2024 年 4 月 25 日締切）」に応募していないこと（併願不可）<sup>7</sup>。
- (12) 外務省の日本 NGO 連携無償資金協力等、日本国政府または日本国政府から交付された資金を受けて実施される活動と重複しないこと。また、重複した申請がないこと。
- (13) 6 月 3 日（月）時点で全ての活動地域（業務従事者及び現地業務補助員が活動する地域）が外務省の海外安全情報（危険情報）により、「レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」または「レベル 4：渡航は止めてください（退避勧告）」と指定されている地域、または JICA 国別安全対策措置で「業務渡航：禁止」の地域に該当しないこと（別紙 1 参照）。

### 草の根協力支援型

- (1) 主たる事務所を日本国内に置き、日本で施行されている法令に基づき登記され、応募締切日時時点で登記から 2 年以上経過した法人であること（例：特定非営利活動法人、一般／公益社団法人、一般／公益財団法人、大学、民間企業等）。

【以下の法人は対象外】

- 1) 国、地方公共団体

<sup>6</sup> 提案団体が異なっても、過去の応募と提案内容、プロジェクトマネージャー、主な業務従事者等が同一の場合、過去の応募経験としてカウントします。また、不採択となった提案事業を再提案するにあたり、その内容をレビューし改善を加えることは一般的な対応と考えられますので、その改善の程度によらず、過去に提案のあったものからブラッシュアップされたものについては同じ提案としてカウントします。

採択後に提案を取下げた場合についてはノーカウントとします。ただし、「応募して採択になったものの、実施に至らなかった」という記録は残ります。実施に至らなかった要因を解決した上で、応募ください。

<sup>7</sup> 応募時点で採択済の「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」がある場合は、その事業終了後に今回の応募の提案事業を開始することとします。

2) 独立行政法人、大学共同利用機関法人、  
地方独立行政法人（公立大学法人を除く）

3) 特殊法人、地方共同法人

(2) 日本国内または海外にて2年以上の活動経験（設立準備期間含まず）を有していること。

(3) 過去に草の根パートナー型や、地域活性型／地域（経済）活性化特別枠／地域提案型の指定団体として事業を実施した経験がないこと。

(4) 2015年度以降、草の根協力支援型を3件実施していないこと。

#### 【留意事項】

- 応募時点で契約前または実施中の「世界の人々のための JICA 基金活用事業」がある場合は、その事業終了後に今回応募の提案事業を開始することとします。
- 応募時点で実施中の草の根協力支援型事業がある場合は、その事業終了後に今回応募の提案事業を開始することとします。
- 大学学部・研究室単位での応募も可としますが、法人格のある上部組織と契約締結することを要件とします（応募時に「様式 I -ウ 法人の代表者が契約主体となることを約束する文書」を提出ください）。
- 複数の団体が共同事業体を結成して共同提案することは不可です。

#### 草の根パートナー型

(1) 主たる事務所を日本国内に置き、日本で施行されている法令に基づき登記され、応募締切日時点で登記から2年以上経過した法人であること（例：特定非営利活動法人、一般／公益社団法人、一般／公益財団法人、大学、民間企業等）

【以下の法人は対象外】

1) 国、地方公共団体

2) 独立行政法人、大学共同利用機関法人  
地方独立行政法人（公立大学法人を除く）

3) 特殊法人、地方共同法人

(2) 開発途上国・地域において、過去5年間に国際協力活動実績を2年以上有し

ている団体。<sup>8</sup>

※「開発途上国・地域における国際協力活動実績」には、日本における留学生・研修員の受け入れは含みません。ただし、「外国人材受入・活躍支援枠」への応募については、日本における外国人労働者に対する支援の実績を含めることを可とします。この場合も過去5年間に2年以上の支援実績が必要です。詳細は、別紙3「外国人材受入・活躍支援枠について」を確認ください。

(3) 応募締切日時時点で、実施中の草の根技術協力事業を3件有していないこと。

※なお、応募時点で実施中の草の根協力支援型事業がある場合は、その事業終了後に今回応募の提案事業を開始することとします。

(4) 複数の団体の共同事業体による提案の場合は、共同事業体を構成する全ての団体が応募資格要件を満たしていること。ただし、上記(2)については共同事業体を構成する団体の少なくとも1団体が満たしていれば可とします。

## 地域活性化型

### 提案団体の資格要件

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定される普通地方公共団体または特別地方公共団体（以下併せて「地方公共団体」という）であること。地方公共団体の部局名義（例：〇〇市〇〇局）では応募できません。地方公営企業が事業の実施主体となる場合は、地方公共団体の指定団体として応募ください。

なお、応募者が地方公共団体等で、応募者の名の下、契約者がその部局となる等、応募者と契約者が異なる場合は、指定団体欄に記載のうえ、委任状を提出、もしくは委任状が提出できない場合はその理由を記載してください。

(2) 応募締切日時時点で、実施中の草の根技術協力事業を3件有していないこと。

(3) 複数の団体の共同事業体による提案の場合は、共同事業体を構成する全ての団体が応募資格要件を満たしていること。

### 指定団体の資格要件

提案団体である地方公共団体が指定した団体（以下「指定団体」）が、地方

<sup>8</sup> プロジェクトマネージャー個人に国際協力経験があっても、提案団体に活動実績がない場合は草の根パートナー型への応募は認められません。

公共団体と協力して事業を担うことも可とします。その場合は JICA と指定団体とで業務委託契約を締結します。

指定団体の資格要件は以下のとおりです。

- (1) 日本で施行されている法令に基づき登記された法人であること。(例：特定非営利活動法人、一般／公益社団法人、一般／公益財団法人、大学、民間企業等)

【以下の法人は対象外】

- ① 国
- ② 独立行政法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（公立大学法人を除く）
- ③ 特殊法人、地方共同法人

※指定団体が法人格を有しない団体の場合、同団体が十分な契約履行能力を有する場合には応募を可とします。

- (2) 同じ募集回において、提案団体として草の根支援型事業及び草の根パートナー型事業に応募していないこと。
- (3) 応募締切日時時点で、実施中の草の根技術協力事業を3件有していないこと。  
なお、応募時点で指定団体に実施中の草の根協力支援型事業がある場合は、その事業が終了してから今回応募の提案事業を実施することとします。

## 2. 資格審査書類

### (1) 全型共通の必須提出書類（指定団体含む） ※1部ずつ提出ください

#### 1) 法人登記簿謄本（発行日から3カ月以内のもの。写し可）

※提案団体が国立大学法人もしくは公立大学法人の場合は、提出は不要です。

#### 2) 定款<sup>9</sup>

※提案団体が国立大学法人の場合は、提出は不要、公立大学法人の場合は、提出が必要です。

#### 3) 直近2年間の事業報告書等（団体の事業や国際協力活動歴がわかる書類）

<sup>9</sup> 任意団体で定款がない場合は、団体の名称・設立目的・所在地・組織の構成・会計規程等を記載した定款に代わる書類を提出してください。

※パートナー型に応募する場合、直近2年間に国際協力活動歴がなければ、過去5年間に遡って国際協力活動について記載がある年の事業報告書も含め、2年分を提出ください。

※パートナー型で「外国人材受入・活躍支援枠」に応募する場合、外国人労働者を受け入れ・支援したことを証明する書類<sup>10</sup>の写し等で代替することも可とします。

#### 4) 直近2会計年の収支報告書

※過去に会社更生法または民事再生法の適用の申し立てを行った経緯がある場合は、その旨を収支報告書に注記ください。

#### 5) 納税証明書「その3の3（未納税額のない証明用）」（発行日から3か月以内のもの・写し可）

※納税証明書は住所地（納税地）を所轄する税務署から入手ください。

※提案団体が国立大学法人または公立大学法人の場合は、提出は不要です。

※地域活性型の指定団体が任意団体である場合は、代表者個人の納税証明書「その3の2」（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）を提出ください。

#### 6) 誓約書（反社会勢力の排除）（資格審査様式使用）

#### 【留意点】

※大学学部・研究室単位で資格審査書類の提出が難しい場合、大学としての書類を提出ください。

※指定団体の有無にかかわらず、地方公共団体は資格審査書類の提出は不要です。指定団体を置く場合は、指定団体の資格審査書類を提出ください。地方公営企業を指定団体とする場合、資格審査書類の提出は不要です。

### (2) 対象国によって提出が必要な書類

インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、ネパール、ミャンマー、

---

<sup>10</sup> 技能実習の「実施状況報告書」、監理団体業務にかかる「事業報告書」、特定技能にかかる「支援実施状況に係る届出書」「外国人雇用状況届出」等が挙げられます。

ラオス、ケニアで事業提案を行う場合は、別紙 1「草の根技術協力事業の対象国等について」における「【応募前の NGO 登録、書類の取付、留意事項】」に示す「【提出書類】」も応募時に提出ください。

### **(3) 地域活性型の指定団体が任意団体の場合の提出書類**

任意団体が指定団体となる場合は、上記（1）に加え、以下の書類を提出ください。

- 1) 代表者資格証明書（代表者を定めた時の議事録の謄本または抄本またはこれに代わる書類）
- 2) 直近の総会資料
- 3) 役員及び構成員名簿
- 4) 組織体制図

#### **【留意点】**

※必要に応じ、追加で関連書類の提出を求める場合があります。

※国公立大学の学部・研究室等を指定団体とする場合、事業が採択された際には、契約履行保証の観点から上位組織である法人を契約相手方とすることを原則としますので、「様式 I -ウ 法人の代表者が契約主体となることを約束する文書」の提出をもって、上記の書類提出と任意団体にかかる資格審査を不要とします。

## 第4章 事業提案書の作成

### 1. 事業提案書の構成と提出書類

#### (1) 事業提案書

本章「2. 事業提案書の記載内容」に基づき、「様式Ⅱ」を用いて作成してください。各型の上限枚数は以下のとおりです（上限枚数に表紙・目次・略語表の様式は含みません）。ページ下中央には必ずページ番号を振ってください。

草の根協力支援型	15 ページ
草の根パートナー型	20 ページ
地域活性型	20 ページ

#### (2) 事業提案書要約

提案事業の要約を「様式Ⅱ－ア」を用い、A4 用紙 1 枚以内で作成してください。案件名やプロジェクト目標、対象地域、実施期間や事業経費等、事業提案書本体と統一してください。事業提案書本体と異なる場合、事業提案書本体の記載を正とします。

事業対象国によっては、日本の大使館だけでなく、領事館や領事事務所も設置されている場合があります。外務省のウェブサイトで領事館や領事事務所の有無を確認し、事業対象地域を所掌する在外公館（大使館、総領事館、領事事務所）名を正しく記載ください。事業対象地域が複数ある場合は、地域ごとに記載が必要です。

#### 【在外公館リスト】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/kankatsu.html>

#### 例) インドネシアの場合

6. 対象地域を管轄する在外公館（大使館、領事館、領事事務所）	例 1：大使館が所管する地域の場合 在インドネシア日本国大使館（ジャカルタ市）
	例 2：大使館ではなく総領事館が所管する地域の場合 在デンパサール日本国総領事館（バリ州）
	例 3：複数の在外公館が所管する地域にまたがる場合 在インドネシア日本国大使館（ジャカルタ市）及び在デンパサール日本国総領事館（バリ州）

### **(3) 事業対象地域の地図**

事業対象地域が特定でき、かつ、文字が判読できる画質の地図を「様式Ⅲ」にて提出ください。対象地域が複数ある場合、全ての対象地域の地図を添付してください。

### **(4) 見積書**

第5章及び同章記載の「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン(2024年6月)」を参照の上、作成ください。

## **2. 事業提案書の記載内容**

### **略語表**

組織名等略語を用いる場合、略語表を作成し、事業提案書の本文の前に付してください(様式Ⅱ参照)。

### **(1) 提案団体／指定団体の経験・組織体制**

#### **1) 提案団体／指定団体の活動経験**

提案団体の主な活動経験を簡潔に記載ください。地域活性型で指定団体がある場合は、提案者である地方公共団体と指定団体の両方の活動経験を記載ください。

「様式Ⅱ-イ」には活動経験を事業別に記載ください。多数の実績がある場合は、今回提案される事業に関連する実績を中心に記載ください。実績は国内・海外を問いませんが、海外の経験を中心に記載ください。共同事業体や指定団体等複数の団体が共同で提案する場合は、団体ごとに分けて記載ください。

#### **2) 提案団体／指定団体の組織体制**

提案事業を実施するための組織体制について記載ください。地域活性型で指定団体をおく場合は、指定団体の体制を記載ください。特に人員体制、現地拠点の有無、会計実施体制、安全管理体制、情報管理体制については、具体的な記載をお願いします。人員体制については、専従、非専従のスタッフ数をそれぞれ記載ください。

### **【以下3) 4) 5) は地域活性型のみ記載】**

#### **3) 地方公共団体の取り組み(国際協力に対する方針・施策と本事業の関連)**

地方公共団体(指定団体は含みません)の国際協力に関する基本方針や将来展望

(施策、中期計画等)を記載ください。また、その方針等に基づく活動実績を記載ください。併せて、それら基本方針や施策等における、提案事業の位置づけや関連を記載ください。

#### **4) 地方公共団体の強み・特色**

本提案において、地方公共団体の知見・強みをどのように生かした提案になっているかを記載ください。

#### **5) 地方公共団体の指定団体への具体的な関わりや支援体制**

指定団体が事業を実施する場合、地方公共団体がどのように指定団体と連携し、提案者としての役割を果たしつつどのように事業を進めていくかを記載ください。

### **(2) 事業の概要**

#### **1) 提案骨子**

提案団体のこれまでの活動により蓄積した技術、経験、知見が提案事業における技術協力にどのように生かされ、それが対象地域の地域住民の生活改善・生計向上にどのように裨益するかを記載ください。

#### **2) 過去に不採択／提案取下げとなった内容の改善点**

過去に不採択となった事業と同一の国・事業内容で応募される場合は、前回の提案内容からの改善点を記載ください(過去に不採択となった事業がない場合はその旨を記載ください)。

過去において、採択後に提案を取り下げた事業と同一の国・事業内容で応募される場合は、改善点があれば記載ください。

#### **3) 事業実施の背景及び課題分析**

##### **①現状及び課題分析**

事業対象地域において、提案事業で解決を目指す課題の現状を分析し、記載ください。

##### **②事業対象地域における援助概況**

事業対象地域において、提案事業で解決を目指す課題に直接的に関係する JICA

や他ドナー等の取り組みについて、提案事業との重複の有無や、連携・相乗効果の可能性を記載ください。

③ 提案事業に関連するこれまでの取り組み

提案団体がこれまで取り組んできた事業について、提案事業に密接に関連するものを記載してください。特に、過去に同一もしくは類似の地域・分野で草の根技術協力事業を実施している場合は、同事業にどのような成果があったか、何が課題・問題点として残っており、今回の提案事業ではどのようにその課題・問題点に取り組み、改善・発展させていく内容となっているか等を記載ください。

④ 提案団体の経験・知見・アプローチの有効性

上記①で分析した課題の解決に取り組むにあたり、提案団体が有する経験や知見、アプローチがどのように有効であり、それらを提案事業にどのように用いていくのかを記載ください。

【提案団体が有する経験・知見・アプローチ等の例】

- ・ 提案団体だからこそできる現地のニーズや課題の発掘方法
- ・ 事業対象地域の人々がモチベーションをもって提案事業に主体的に関わり続けられるようにするための工夫
- ・ 事業対象地域にある物や既存の制度を活用してよりよい成果を上げる手法
- ・ 事業対象地域において活動経験がある場合、これまでに培ってきた経験や関係者との信頼関係等の活かし方
- ・ 事業対象地域において、提案団体が行う関連の他事業がある場合、それらの事業との連携により期待される提案事業の効果・持続性の担保

#### 4) 提案事業のフレームワーク

以下の項目を設定し、提案する事業のフレームワークを提示ください。

① プロジェクト目標

事業終了時点で達成すべき目標。受益者層（ターゲットグループ）に生ずる直接的な変化

※応募時からのプロジェクト目標の変更は、原則として認めていません。

## ② 指標

プロジェクト目標の達成度を客観的に測定することを目的として、それらの達成目標値や程度を示すもの<sup>11</sup>

## ③ 成果（アウトプット）

プロジェクト目標を達成するために事業の活動により達成される中間的目標

## ④ 活動

アウトプットを発現させるための具体的な活動

## ⑤ 事業の受益者層（ターゲットグループ）及び選定理由

受益者の性別、年齢、規模（人数）、収入等（事業内容を踏まえて想定できる範囲で可）

## 5) 事業内容

上記「3) ④提案団体の経験・知見・アプローチの有効性」及び「4) 提案事業のフレームワーク」を踏まえ、事業内容を記載ください。

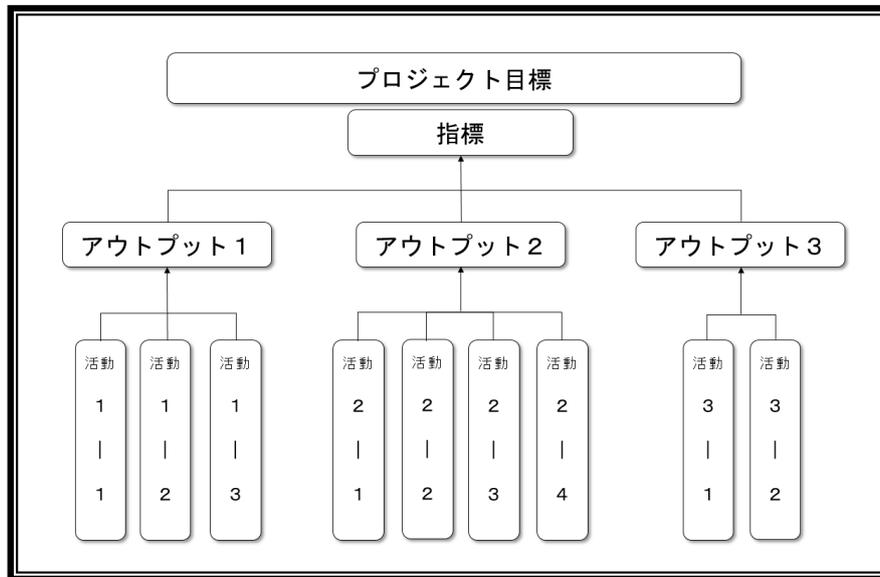
### ① 活動内容

個々の活動をどのように行うことによってアウトプットを導き、それらをどのようにプロジェクト目標の達成に繋げていくのか、「活動⇒アウトプット⇒プロジェクト目標」の道筋が明確に分かるように記載をお願いします。活動ごとの狙いや、活動の過程における提案団体独自の工夫も合わせて記載ください。

---

<sup>11</sup> プロジェクト目標の達成を測るための指標については、効率よく入手できる指標を設定する必要があります。目標の達成を測るために適切であっても、入手に時間やコストがかかる指標や信頼性が確保できない指標は、モニタリングが困難になる場合があります。

図：プロジェクト目標、アウトプット、活動及び各指標の関係



#### 【本邦研修／第三国研修について】

草の根技術協力事業では、技術協力の一環として、カウンターパート等に対して日本または第三国で研修を行うことが可能です。本邦研修／第三国研修を行う場合、研修を受けた人が当該国に戻って提案事業の活動に従事することが条件となります。原則として、本邦研修／第三国研修において対象者になれるのは、現地での技術移転先、移転した技術を広く波及させることが可能な人材であり、個人の裨益に繋がる学生等は対象外となります。

#### ② 事業の実施スケジュール

それぞれの活動をどのタイミングで実施するのか、事業の実施スケジュールをアウトプットごとに整理し、「様式Ⅱ-U」を用いて記載ください。機材調達や施設建設等についても、アウトプット・活動ごとに整理・記載ください。なお、採択後に行う事業計画の見直しや相手国政府からの了承取付にはある程度の期間を要しますので、それを踏まえて事業の実施スケジュールを検討ください。

#### ③ 事業終了後の持続性の確保

本事業終了後、事業効果を持続していくため、事業実施期間中からどのような取り組みを行うかを記載ください。

また、今回の提案事業以外に、提案団体として中長期的に事業対象地域に関与する計画がある場合は、その計画についても記載ください。

## 6) カウンターパートの協力体制

カウンターパートの全体像のみでなく、直接協働する部署について、以下の内容を具体的に記載ください。

### ① カウンターパートの概要

団体種別（NGO、国立大学、地方政府等）、組織の構成、組織規模（予算や職員数）、提案団体との役割分担等。カウンターパートが私立の病院や教育機関の場合、公共性・公益性をどのように確保するかについても記載ください。

※必要に応じ当該機関に連絡・確認することがありますので、担当者名と連絡先を記載してください。

### ② 選定理由及び提案事業に関する協議状況

### ③ 提案団体とのこれまでの協力実績

### ④ 提案事業におけるカウンターパートの役割、協力を得られる具体的内容

## 7) SDGs への貢献及び JICA グローバル・アジェンダとの関連性

提案事業がどのようなかたちで SDGs のゴールに貢献するか、できる限り具体的に記載ください。また、JICA グローバル・アジェンダとどのように関連するか記載ください。JICA グローバル・アジェンダの詳細は JICA 国内機関に相談ください。

## 8) 事業計画策定時の留意事項

### ① 環境社会配慮

提案事業において、例えば自然破壊や環境汚染、貧困層・先住民族・障害者等社会的に脆弱な人々の権利の侵害等に対し、どのように環境社会配慮に努めるかを記載ください。環境社会配慮の視点については、JICA が作成している「環境社会配慮ガイドライン」を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

## ② ジェンダー平等と女性や女児のエンパワメント

事業に関わる、もしくは影響を受ける人々のジェンダーに基づく課題やニーズを把握した上で、ジェンダー平等の推進と女性や女児のエンパワメントに資する具体的な取り組みがある場合は記載ください。記載にあたっては、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

### **(3) 事業の実施体制**

#### **1) 業務従事者配置計画**

直接人件費や旅費の計上有無にかかわらず、提案事業の全ての業務従事者について、業務従事者ごとの配置計画を「様式Ⅱ-工」を用いて記載ください。業務従事者とは、提案団体と雇用関係（提案団体職員等）または委任や委嘱等その他の契約関係にある個人（外部専門家等）であり、かつ事業に従事する人員です。詳細は、「草の根技術協力事業に係る業務ガイドライン（2024年6月）」を参照ください。

草の根技術協力事業の実施にはプロジェクトマネージャー（下記枠内参照）に加え、現地調整員（コーディネーター）等の従事が想定されます。その役割については「草の根技術協力事業に係る契約管理ガイドライン（2024年6月）」を参照ください。

他方、技術協力に必要な能力・経験が不足する業務従事者・外部専門家は、直接人件費の対象として配置は認められません。なお、直接経費にて現地で傭上する人員（現地業務補助員や通訳等）は、記載不要です。

業務従事者ごとの活動期間は、人月単位で記載ください。応募前に業務従事者の氏名が確定していることを原則としますが、確定が難しい場合、担当分野の記載のみでも可とします。経費の積算上、氏名や担当分野とともに居住地（生活拠点としている都市名）も記載ください。

### **【プロジェクトマネージャーについて】**

プロジェクトマネージャーは、提案事業の計画・実施に責任と権限を持ちますので、JICA との業務委託契約期間中、契約主体となる団体と雇用関係または委任契約関係（役員等）にある人物であることが必要です。共同事業体を結成する場合は、代表団体からプロジェクトマネージャーを出してください。

プロジェクトマネージャーは提案事業の開始から終了までを一貫して運営管理し、提案事業の計画・実施上重要な責任を担いますので、応募時からの交代は原則認めていません。事業期間終了前に任期終了や退職とならないよう確認の上、応募ください。

また、プロジェクトマネージャーには、提案事業が終了した後も継続して国際協力・開発援助の分野に従事することを期待しています。

### **2) プロジェクトマネージャーの経験・能力等**

事業全体の運営管理に責任をもつプロジェクトマネージャー 1 名を配置することとし、当該者の経歴書を「様式Ⅱ-オ」を用いて作成ください。プロジェクトマネージャーよりも長期間現地に駐在する等、事業対象地域において実質的に中心となって活動する、または技術協力の中心となる業務従事者（現地調整員・専門家等）がいる場合、当該者の経歴書も同一の様式で提出ください。プロジェクトマネージャー及び業務従事者の国籍は問いません。ただし、契約書や報告書等は、提案団体として日本語での対応が必須となります。

### **3) 英語または現地公用語等での事業実施体制**

事業対象国における各種申請手続きや提案事業の実施において必要な英語または現地公用語等に対する準備状況を記載ください。

### **4) 事業のモニタリング方法**

提案事業の進捗をどのようにモニタリングするのか、また、その結果をどのように改善につなげるかについて、具体的な方法を記載ください。

## **(4) 市民参加協力**

### **1) 国際協力への理解の促進に向けた取り組み**

提案事業の報告会等の機会を活用し、日本社会において国際協力の意義や必要性を共有し、国際協力への参加を促すような活動内容（時期や広報の方法、例えば団体ウェブサイト、パンフレット、ニュースレター、SNS、一般向け報告会、勉強会等）を記載ください(原則として、経費は間接経費からの支出となります)。広報の媒体や方法によって情報を伝達できる人数や周知できる情報の深さが異なる点等も考慮の上、内容を検討してください。また、日本国内での理解促進だけでなく、事業対象地域においてもどのように広報し、事業を周知していくかについても記載ください。

### **2) 日本の地域社会への還元や地域社会の活性化（開発途上国・日本の双方向の課題解決）**

提案事業の成果及び経験を日本の地域社会へ還元し、他団体との協働を含め、日本の地域活性化につながる取り組みの計画があれば記載ください(原則として、経費は間接経費からの支出となります)。

#### **【日本の地域に還元する活動の例】**

- ・開発途上国において実施した教師向けの研修を、日本国内の教師に対しても実施し、オンラインで現地と繋いで双方向の情報交換と理解促進を目指す活動。
- ・提案事業を通じて得た経験や情報を利用して日本国内での開発教育用の教材作成を行う活動。



2. 事業の概要		65	55
(1) 事業実施の背景及び課題分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業対象地域において解決すべき課題が論理的に分析され、それを解決するための手段が具体的に、根拠をもって明示されている（事業の達成度を判断する「指標」については明確な数字はなくとも、指標の確認方法や考え方が示されている）。</li> <li>■ 先行事業がある場合、成果及び残された課題が整理・分析され、先行事業の教訓等を十分活かす形で提案事業が計画されている。</li> <li>■ 事業対象地域の政府、他援助機関、NGO 等による活動、及び日本の協力関係につき情報を把握した上での提案となっている。</li> </ul>	10	9
(2) プロジェクト目標・事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プロジェクト目標は事業対象地域の人々の生活改善・生計向上に役立つものである。</li> <li>■ 事業対象地域のコミュニティ・市民に裨益する包摂的な取り組み、市民社会が抱える課題への対応、脆弱な人々への支援に繋がる内容である場合、高く評価する。</li> <li>■ 提案内容に応じた適切な経費が提案されている。</li> </ul>	10	9
(3) 事業の裨益と波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業の対象となる受益者層・数が明確に示されており、その選定理由、選定方法、及び裨益の範囲が妥当である。</li> <li>■ 事業周辺地域への波及効果が想定されている場合、高く評価する。</li> </ul>	10	9
(4) 事業の計画及び具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 活動内容と計画が具体的であり、プロジェクト目標達成までの道筋が論理的で明確である（活動の順序や時期も考慮）。</li> </ul>	10	9

(5) カウンターパートとの連携・協議状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ カウンターパートや、関係する現地機関等と事業実施について具体的な協議ができている（カウンターパート等から、事業実施時の協力を約束するレターの提出があればなお可）。</li> <li>■ カウンターパートと事業実施にかかる各々の責任や役割が整理できている。また、カウンターパートはその役割を担える能力を備えた機関である。</li> <li>■ カウンターパートはこれまでに提案団体と協力関係があり、信頼関係が構築されている場合、高く評価する。</li> </ul>	10	9
(6) 開発課題への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SDGs への貢献や JICA グローバル・アジェンダとの整合や貢献が大きい場合、高く評価する。</li> </ul>	5	5
(7) 環境社会配慮の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業を実施することにより事業対象地域及びその周辺の住民や環境に負の影響を与えない配慮がされている。</li> </ul>	4	2
(8) ジェンダー平等推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ジェンダー平等及び女性や女児のエンパワメントに資する取り組みである場合、高く評価する。</li> </ul>	6	3
3. 事業の実施体制		20	15
(1) 業務従事者配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 具体的な活動内容及びスケジュールを踏まえた業務従事者の配置計画となっている。</li> <li>■ 業務従事者の専門分野や業務従事期間、格付等が、過不足なく記載されている。</li> </ul>	6	4
(2) プロジェクトマネージャー等の経験・能力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プロジェクトマネージャーは提案事業を実施・指導する能力を備えている（経歴書に基づいて確認）。</li> <li>■ プロジェクトマネージャー以外に事業実施の中心となる業務従事者についても、同等の視点で評価する。</li> </ul>	6	5

(3) 英語または現地公用語での事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業対象国において、英語または現地公用語で事業を実施できる体制を準備している。</li> </ul>	3	2
(4) 事業のモニタリング方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現地活動状況の情報共有、活動内容を変更する場合の意思決定方法等、事業のモニタリング方法が工夫されている。</li> </ul>	5	4
4. 市民参加協力		5	20
(1) 国際協力への理解の促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民向けの事業報告会、セミナーやワークショップ、提案団体のウェブサイト等を通じた情報発信について計画がある。</li> <li>■ 提案事業の成果・課題・教訓を国際協力分野で活動する他の団体と共有するための勉強会を開催する等、市民参加によるさらなる国際協力の質・量の向上や担い手育成の成果が見込める場合には、高く評価する。</li> </ul>	2	5
(2) 日本の地域社会への還元や地域社会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案事業で培った経験を、日本の地域社会が直面する課題解決に活用する具体的な提案がある場合、高く評価する。</li> </ul>	3	15

---

## 第5章 事業経費の考え方

---

応募時点での事業経費の概算は、事業経費のおおよその把握を趣旨としており、個々の経費積算根拠の明示を義務付けるものではありません。ただし、契約交渉時には経費積算根拠の明示が必須です。**契約交渉において、JICA との協議により事業経費を精査した上で契約金額を定めます。その際、原則として提案金額が契約金額の上限となります。**

### 1. 見積書の作成

「草の根技術協力事業に係る契約管理ガイドライン（2024年6月）」及び「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン（2024年6月）」を参照し、以下ウェブサイトの「本体契約」の「内訳書」にある「見積書」の様式を用いて作成してください。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone\\_saisyaku.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_saisyaku.html)

#### 【留意事項】

- (1) 事業経費は、事業対象国で実施する活動と本邦研修を分けて積算ください。第三国研修については、事業対象国で実施する活動に含めてください。
  - 1) 年度毎の見積書の作成は必要ありません。
  - 2) 事業対象国で発生する経費に係る積算単価は、提案団体が類似の事業を実施したときの実績や事業対象国で協力関係にある NGO 等を通じた調査による等、合理的・経済的と思われる単価を用いてください。
  - 3) 積算にあたっては、直接人件費は上記ガイドラインにて提示する上限単価を参照ください。採択された場合には JICA 国内機関とともに事業計画と事業経費を見直した上で契約交渉を行い、契約交渉の結果合意された単価を固定し、事業が終了するまで継続適用します。
  - 4) 外貨で支出する金額の円換算については、JICA が定める外貨換算レートを採用します。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

- (2) 対象国や近隣諸国等において契約に基づく業務以外の業務を行う場合、その期間や割合に応じて該当期間の直接人件費及び日当・宿泊料や航空賃等は提案団体の負担となります。
- (3) 施設の建設や設備の設置に関する経費の計上も可としますが（草の根協力支援型を除く）、土地や施設の所有権の確保、施設建設後の譲渡先、建設許可等の前提条件が確保できているかを応募前に確認ください。前提条件が確保できなければ当該活動は実施できません。

## 2. 消費税の考え方

消費税法第4条第3項第2号に基づき、役務の提供が国外で行われる「国外取引」であることを根拠に、草の根技術協力事業は消費税の「不課税取引」となります。

ただし、本邦研修受入業務については、本体契約と切り離れた別契約書を締結し、「課税取引」とします。

## 3. 間接経費

間接経費率は、 $\frac{\text{直接経費} + \text{直接人件費}}{\text{直接経費} + \text{直接人件費}} \times 44\%$ を上限とします。間接経費については、「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン（2024年6月）」を参照の上、適切な比率を算出ください。

## 4. 合理的配慮対応

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる場合、直接経費（及び直接経費に紐づく間接経費）について、その経費を制度上の上限金額とは別に申請することを可とします。応募時に見積書と併せて、任意の様式で合理的配慮にかかる経費概算も提出ください。「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン（2024年6月）」を参照の上、経費概算を算出ください。

---

## 第6章 事業実施にかかる安全対策

---

提案団体及び JICA は、契約書に記載する業務従事者等関係者の生命・身体等の安全優先を旨として、協力してこれら関係者の安全確保に努めることとなります。

そのため、提案団体には、JICA が提供する「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」（別紙 1 「草の根技術協力事業の対象国等について」参照）、「国別の安全対策マニュアル」、「海外安全対策ハンドブック」（JICA の安全対策 HP にてダウンロード可能）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底することをお願いしています。

「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」や「国別の安全対策マニュアル」は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定しますので、渡航にあたっては常に最新版を入手するようお願いします。

加えて、対象国・地域の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由、感染症の流行等健康管理上の理由により、採択の見合わせ又は取消、契約締結の保留を行う場合があります。また、事業実施中にそのような事態となった場合には、事業の中断・中止を含め、「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」等に従った対応をお願いすることになります。

### 【JICA の国別安全対策情報】

<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

#### （1）業務従事者の健康、安全管理と補償

業務従事者の安全管理と健康管理については、団体自身で万全を期してください。  
特に健康上のリスクがある業務従事者の派遣は避けてください。

事業対象地域への渡航に当たっては、現地の緊急連絡先や出発日時を含む渡航情報を提出ください。3 カ月以上現地に滞在する場合には、「在留届」を在外公館に提出ください。

#### （2）業務従事者の安全対策研修の受講

業務従事者は、海外渡航に先立ち、安全に関する JICA の研修を受講することが必須となります。詳細は提案事業の採択後に案内します。

### (3) 海外旅行保険の加入義務付け

開発途上国では、急病やケガ等への対応に非常に高額な経費がかかる場合があることを踏まえ、現地に渡航する業務従事者については、治療救援費用 5,000 万円以上の保険への加入を契約書で義務付けています。初回渡航時に保険証書の写しを提出ください。

また、本邦研修や第三国研修を行う場合にもそれぞれの研修期間における研修参加者の保険加入を義務付けています。必ず十分な補償内容の海外旅行保険（緊急移送サービス付き）に加入してください。保険加入状況について、研修開始前に確認します。

### (4) 「JICA 海外渡航管理システム」の登録

JICAでは、「海外渡航管理システム」を活用して、有事の際に対象地域に滞在している関係者に対し、注意喚起や安否情報を発信しています。そのため、現地渡航の際には「渡航管理システム」に渡航予定情報や保険情報、緊急連絡先等を登録する必要があります。詳細は、提案事業の採択後に案内します。

## 草の根技術協力事業の対象国等について

JICA の在外拠点（事務所及び支所）が設置され、ODA の対象となっている国（地域を含む。以下同じ。）を本事業の対象とします（以下「対象国」）。

ただし、対象国における事業であっても、6月3日（月）時点で外務省海外安全情報（危険情報）（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）において「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」及び「レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」に指定されている国や、「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」（以下の【重要】を参照）にて「業務渡航：禁止」とされている国（一時的措置含む）は、本事業の対象外となります。また、対象国であっても提案事業の活動地域に一部でも上記同様のレベルの指定がなされている場合には応募不可とします。

応募締切後、審査の過程で対象地域の「外務省海外安全情報」のレベルが3または4に変更になった場合、または「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」が一時的措置を含め「業務渡航：禁止」になった場合には、審査対象外とします。また、募集期間中から明らかに情勢が悪化している場合には、応募の自重を勧める場合があります。

**【重要】**

JICAは事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」を定めています。

上記の外務省海外安全情報が「レベル1：十分注意してください」や「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」に指定されている国や地域であっても、「国別の安全対策措置」に照らし、事業実施可能地域や実施手段等に様々な制約がある場合があります。応募に際しては、必ず当該国の「国別の安全対策措置」を確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いします。

なお、採択後であっても、対象国・地域の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由、感染症の流行等健康管理上の理由や、外交政策上の理由から、採択の取消、契約締結の保留となる場合もあります。不明な点は事前に所管の JICA 国内機関に照会ください。

**【JICA の国別安全対策情報】**

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

※「国別安全対策措置」の入手方法

上記の JICA 国別安全対策情報ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、ダウンロードください。

## 【草の根技術協力事業 対象国】

### アジア地域

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

### 中南米地域

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

### 大洋州地域

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

### 中東地域

イラク、イラン、エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダン

### アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

### 欧州地域

セルビア、トルコ

### 【対象国に係る留意事項】

多くの国では、事業の規模にかかわらずその国で NGO 等が活動するにあたっての登録制度等（以下「NGO 登録等」）が存在します。

草の根技術協力事業を実施する際も、この NGO 登録等が必要となる場合がありますので、対象国においてどのような手続きが必要となるか、予め JICA ウェブサイト「相手国政府からの NGO 登録・了承取付について」(<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html>) にてご確認ください（提案団体が大学や民間企業等であっても、NGO 登録等を必要とする国があります）。

### 【応募前の NGO 登録、書類の取付、留意事項】

以下の国については、応募時に対象国における NGO 登録の証明書や関連書類の提出を必須とします（ウズベキスタン、ベトナム、マレーシアを除く）。

対象国によっては NGO 登録等の手続きに長期間を要する場合がありますので留意ください。その他、事業計画策定時に特に留意が必要な事項をまとめています。

インド	<b>【提出書類】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>カウンターパートが現地 NGO の場合</u>、有効な FCRA（Foreign Contribution Registration Act：外国貢献規制法）の登録証（写）または FCRA 登録・更新手続き申請中であることを示す証明書（写）</li></ul>
	<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 宗教・少数民族等に関する内容を含む提案の場合、または提案事業以外でもカウンターパートが上記内容を含む活動を実施している場合や FCRA の有効期間が事業実施期間より短い場合は、了承取付が困難なこともあるため、早めに JICA 国内機関に確認ください。</li><li>■ 了承取付手続きの一環として、日本語の提案書を基に、多くの申請書類を英語で作成する必要があります。英文書類作成・翻訳能力のある方の配置を推奨します。</li></ul>
インドネシ	<b>【提出書類】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>【地域活性型以外】</b>カウンターパートが地方公共団体の場合、了承取付書類に署名する該中央省庁の署名者からの提案事業実施に対するコミットメントを示す英語またはインドネシア語のレター（様式任意。提案団体代表者宛）。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 【地域活性型】カウンターパートが地方公共団体の場合、了承取付書類を該当中央省庁と協議する権限を持つ地方自治体（市あるいは州）の所轄部局の局長もしくは担当者からの提案事業実施に対するコミットメントを示す英語またはインドネシア語のレター（様式任意。提案団体代表者宛）。</li> </ul> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則として NGO 登録は不要ですが、インドネシア政府やカウンターパートの意向、事業対象地域によっては登録が必要な場合もありますので、応募前に JICA 国内機関に確認ください。</li> <li>■ 地方公共団体がカウンターパートの場合（セクター問わず）、了承取付の書類に中央省庁が署名を行う必要があり、了承取付に長い時間（場合によっては半年以上）がかかる場合があります。</li> <li>■ 地方公共団体や中央省庁がカウンターパートの場合は、中央省庁への英語での報告義務（最低年 1 回）が発生します。</li> <li>■ NGO 登録と了承取付において、英語に加えインドネシア語での書類作成が必要になることもあるため、インドネシア語のできる現地業務補助員や通訳・翻訳の備上を推奨します。</li> </ul>
ウズベキスタン	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 草の根技術協力事業の場合、NGO 登録は不要です。ただし、現地スタッフと直接雇用契約を締結する場合<sup>12</sup>、現地で納税が必要となる営利活動等を行う場合、法人名義での銀行口座を開設する場合等には NGO 登録が必要です。活動内容等を踏まえ、あらかじめカウンターパートと NGO 登録の要否を確認ください。</li> <li>■ ウズベク語とロシア語での書類作成が必要になることがあるため、ウズベク語とロシア語の両方できる現地業務補助員や通訳・翻訳の備上を推奨します。</li> </ul>
カンボジア	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 英文の事業概要書。様式は JICA ウェブサイト「相手国政府からの了承取付・NGO 登録について」に掲載している合意文書（会議議事録：ミニッツ）雛形の 5～6 ページ（The Project Outline）を利用ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html">https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html</a></li> <li>■ 提案団体または地域活性型指定団体が NGO/NPO の場合：NGO 登録を了していることを証する文書又は登録申請中の提出書類（写）</li> <li>■ 提案事業が採択された場合に、提案事業の実施を確約するカウンターパートから</li> </ul>

<sup>12</sup>人材派遣会社を介した契約の場合は除く。

	<p>の英文レター（様式任意。提案団体または地域活性型指定団体代表者宛。）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 草の根技術協力事業を短期シャトル型（カンボジアに拠点を設置せずに従事者が短期的な渡航を行い活動を実施）で実施する場合、NGO 登録は不要です。ただし、この場合には草の根技術協力事業以外の事業・活動を行うことはできません。なお、カンボジアに拠点がなく、短期シャトル型での活動を行う NGO/NPO は、NGO 登録に必要な要件を満たさないため、NGO 登録を行うことは制度上できません。</li> <li>■ 提案団体が自治体、大学、民間企業等の場合は、草の根技術協力事業を行う限りにおいては、NGO 登録の必要はありません。ただし、草の根技術協力事業以外の事業を継続的に行っている、又は行う予定がある場合は、カンボジアで事業を行う外国人と同様に、事業内容に即した法人格やライセンスを取得し、労働法に定められた雇用や納税を行う必要があります。</li> <li>■ 応募前にカウンターパートに対し、草の根技術協力事業の制度と提案事業内容及びカウンターパートの役割を説明ください。</li> <li>■ カウンターパートからのレター取付にあたり、カウンターパートによってはクメール語でのコミュニケーションしかできない場合があるため、経験豊富なクメール語通訳者の確保が重要です。また、活動に際しても、英語・クメール語の書類作成が必要になることが想定されるため、これらの言語のできる現地業務補助員や通訳・翻訳者の備上を推奨します。</li> </ul>
ス リ ラン カ	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ NGO 登録を了していることを証する文書（写）（1 回の滞在が 30 日を超える場合）</li> </ul>
	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ NGO 登録には複数の関係機関の確認／審査が必要となり、確定までに一定期間（場合によっては 1 年程度）を要する場合があります。</li> </ul>
タイ	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ NGO 登録を了していることを証する文書（写）</li> </ul>
ネ パ ー ル	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ カウンターパートの SWC（Social Welfare Council：社会福祉協議会）登録証両面（写）（登録日・更新日が分かる箇所を含む）</li> </ul>

	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ カウンターパート（現地 NGO）が SWC に登録済、かつ定期的に更新していることを確認ください。</li> </ul>
ベトナム	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 応募前にカウンターパートに対し、草の根技術協力事業の制度と提案事業内容及びカウンターパートに求める役割／業務、手続き概要等の説明と、関連する現地政令等の確認を行い、事業に係る合意を形成ください。</li> </ul> <p>【JICA ベトナム事務所ウェブサイト参照】</p> <p><a href="https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/jd_vietnam.html">https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/jd_vietnam.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ カウンターパートとの合意形成にかかる協議・調整にあたり、カウンターパートによってはベトナム語でコミュニケーションをとる必要があるため、経験豊富な通訳者の確保が重要です。</li> <li>■ 事業の持続性確保にあたり、管轄機関の巻き込みが重要となりますので、カウンターパートに対して管轄機関の確認、及び管轄機関と事業に関する情報共有を依頼ください。</li> <li>■ 提案団体による NGO 登録（団体によっては必要）とカウンターパートによる管轄機関からの了承取付は、採択後に行う必要があります。</li> <li>■ NGO 登録と了承取付は、複数の関係機関による確認、審査を受ける必要があり、手続き完了までに長い時間（場合によっては、それぞれ半年以上）を要する場合があります。各種手続きの準備・申請を迅速かつ円滑に行うには、カウンターパートとの緊密なコミュニケーションと積極的な協力をを行いながら、進めることが重要です。なお、公文書は英語・ベトナム語での書類の作成が必要になるため、英語・ベトナム語のできる業務従事者、現地業務補助員や通訳・翻訳の備上を推奨します。</li> </ul>

マレーシア	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議議事録（ミニッツ）の相手国側署名者が中央政府となる場合、外国機関との覚書締結承認に係る法令上、閣議での了承が必要となり、事業開始までに多大な時間と労力を要することが想定されます。そのため、事業に支障がなければ、中央政府をカウンターパートにしない等、ミニッツに中央政府の署名が必要でない体制にすることを推奨します。なお、ミニッツの相手国側署名者が中央政府でない場合でも、閣議での了承が必要となる場合があるため、カウンターパートへミニッツ署名に関する手続きを事前に確認ください。</li> <li>■ ミニッツをカウンターパートと締結する前に経済省国際協力局の承認が必要であることに加え、ミニッツの内容に関する相手国政府内のリーガルチェックに長時間を要する可能性があるため、時間に余裕を持った準備が必要となります。</li> </ul>
ミャンマー	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案団体が NGO の場合：INGO 登録を証する文書（または申請済であることを証明する書類等）（写）        ※INGO 登録は、登録または更新に時間を要するため、応募時点で完了できていることが望ましいです。難しい場合には、JICA による了承取付前までに、INGO 登録を完了することを条件に、応募を可とします。その場合は所管官庁へ提出した INGO 登録申請書を応募時に提出ください。</li> <li>■ 中央省庁等との MOU（合意文書）（写）        ※JICA が行なうミャンマー政府からの了承取付とは別途必要です。今後変更の可能性があるので、応募相談の中で JICA 国内機関に確認してください。        MOU は新規締結に 1 年程度を要するため、応募時点で締結できていることが望ましいです。難しい場合には、JICA による了承取付前までに MOU を締結することを条件に応募を可とします。その場合は所管官庁と協議中の MOU ドラフトを応募時に提出ください。</li> </ul>
ラオス	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案団体が NGO/NPO の場合：NGO 登録を了していることを証する文書（写）        ※上記文書（写）について、過去に NGO 登録の実績があり、かつ、有効期限が切れている場合、もしくは、2025 年 3 月 1 日の時点で有効期限が切れる場合には、JICA 国内機関に応募相談時に相談ください。</li> </ul>

	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ラオスで活動をする NGO/NPO は、ラオス外務省国際機関局への NGO 登録（Operation Permit : OP）の取得が必要です。</li> <li>■ <u>ラオス政府からの了承取付は原則、提案団体で手続きを進める必要があります。</u>英語に加えラオス語での書類作成、カウンターパートをはじめとする各関係機関との対面での協議、書類の持ち回り及びフォローアップを行う必要があります。手続きに長時間を要するため、ラオス語のできる現地協力者や通訳・翻訳の備上を推奨します。</li> <li>■ 支援型の場合、了承取付手続きの結果、団体が希望する実施期間よりも短い期間しか活動が認められない場合がありますが、その場合にはラオス政府から認められた期間を前提に事業内容等を見直すこととなります。</li> <li>■ 民間企業の場合、企業形態によっては草の根技術協力事業を実施できない場合がありますので、JICA 国内機関に相談ください。</li> </ul>
ケニア	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ NGO 登録を了していることを証する文書（写）</li> </ul>

## 草の根技術協力事業の対象とはならない事業について

以下の事業は草の根技術協力事業の対象として認められません。また、活動の一部に含むこともできません。

### (1) 「技術協力」とは認められない事業

施設建設や資機材等の調達・輸送等を中心とし、かつ、それらが有効活用されるための技術移転活動が含まれておらず、現地における自主的・自立的な運営管理・持続的活用が見込まれない事業

### (2) 開発途上国住民の生活改善・生計向上に結びつきにくい事業

- 1) 共同調査・研究・データ収集・技術開発・実証・試験的（パイロット）事業
- 2) 技術移転先が大学関係者や研究施設の職員、省庁の高官等に限られる場合や、技術移転内容が高度に専門分化した技術・医療である場合等、地域住民に便益をもたらすとは認めにくい事業
- 3) 開発途上国から来日している人・家族に対する教育活動等、受益者が日本国内に限定される事業（開発途上国から人を受け入れて研修を行う場合は、研修を受けた人が当該国に戻って提案事業の活動に従事することが条件となります）
- 4) 文化交流・普及を目的とする事業（日本文化、芸術、スポーツ振興等）

### (3) 特定の団体・企業・個人の経済的利益を目的としているとみなされ得る事業

提案団体や共同事業体の構成員を含む、特定の団体や企業の自社製品・サービスの調達や提供等を通じ、経済的利益を得ることを目的としているとみなされ得る事業<sup>13</sup>。また、事業対象国での活動が特定の団体・企業・個人のみの利益を目的としているとみなされ得る事業。

---

<sup>13</sup> 基本的に、使用する資機材やサービスについては、現地で部品調達やメンテナンスが可能なもの且つ事業終了後も譲渡先が継続して使用可能なものであることが必須となります。やむを得ず自社製品を本事業で使用する場合は、無償もしくは原価での提供が求められます。

#### **(4) 提案事業の主要な業務を第三者に再委託する事業、または提案団体の役割が**

##### **資金提供的な内容にとどまる事業**

提案団体の主な役割が資金提供であり、主要な活動を他の団体へ再委託する事業や、提案団体の現地での技術協力活動への実質的な関与が薄く、提案団体に関わる意義が見えない事業。

ただし、翻訳・通訳、映像教材の撮影・編集、基盤整備等、活動に付随する業務を専門の業者に再委託することは可とします<sup>14</sup>。

#### **(5) 個人に裨益する事業**

学位や資格の取得を目指す人材の本邦への受入れ等、特定の個人に裨益すると考えられる事業。

#### **(6) 宗教活動・政治活動に関する事業や、軍部・軍人へ裨益する事業**

---

<sup>14</sup> 詳細は草の根技術協力事業業務委託契約約款（再委託または下請負の禁止）第3条を参照ください。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone\\_saisyaku.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/kusanone_saisyaku.html)

## 外国人材受入・活躍支援枠について

開発途上国の住民の生活改善、生計向上の一環として、当該国からの労働者の適正な送出しやこれら労働者の人権保護、当該国・日本国双方での活躍の促進に向けた①政策・制度の整備・運用、②人材育成、③組織的・人的ネットワーク構築・強化を重視する提案については、第4章の「3. 審査項目・配点表」の「外国人材受入・活躍支援枠配点」のとおり、通常の案件とは異なる配点により審査を実施します（3型共通）。

「外国人材受入・活躍支援枠」としての審査を希望される場合には、様式 I 「資格審査書類及び事業提案書の提出について」及び様式 II 「事業提案書表紙」にそれぞれ「外国人材受入・活躍支援枠」と明記ください。

なお、草の根技術協力事業の3つの要素（（1）日本の団体が主体的に行う「技術協力」であること、（2）相手国側実施機関（カウンターパート）との協働であること、（3）開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に裨益すること）を満たした活動であることが必要である点や、事業経費の考え方等を含め、審査の配点以外の点は、通常の草の根技術協力事業案件と変わりません。「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン（2024年6月）」に適合しない費用が含まれている場合は、採択後であっても当該費用は認められません。

### 1. 本枠対象案件例

- ・現地の政府機関や関係機関と協力して開発途上国の労働者の適正な送出しに資する政策・制度（例：送出機関に支払う手数料の透明化）の整備・運用を促進することで、開発途上国の労働者の人権保護や社会・経済発展につながる事業。
- ・日本での就労に必要な技術や日本語能力を有する人材の拡充を目的とした事業（但し、特定の企業・団体等における技能実習・就労を前提とした事業は除く）。
- ・日本で技術（介護、農業等）を身に付けた技能実習生・外国人労働者に対する帰国後のフォローアップとして、日本での学びや就労経験がその出身国で活かされるよう日本の専門家が人材育成を行う事業。
- ・来日前・帰国後の技能実習生・外国人労働者が、帰国後の将来像を明確にして日

本での実習・就労に臨み、日本で習得した技能・経験・資金を活かして就職・起業できるように、現地の政府機関や関連業界団体と協力して出身国の就職支援体制の構築にかかる政策・制度を整備・運用する事業。

## **2. 本枠の対象とならない案件の例**

- ・ 企業、監理団体、登録支援機関等が自ら負担すべき技能実習生・外国人労働者の受入れ・支援のコストの軽減を目的とした事業。
- ・ 帰国後の技能実習生・外国人労働者による、日本で習得した技能・経験・資金を活かした活躍の場が個別の企業・団体のみに限定される事業。
- ・ 開発途上国における活動を含まない事業。

## 医療行為を含む事業の応募について

草の根技術協力事業では、提案団体から派遣される人材による医療行為を含む事業も試行的に対象としています。医療行為を実施する可能性がある提案事業においては、以下を参照の上準備・相談ください。

### 1. 草の根技術協力事業における「医療行為」

草の根技術協力事業における「医療行為」とは、「提案団体から派遣される業務従事者」が「患者に対して直接的に医療行為を行うこと」を指すものとします。原則として、現地医療従事者が行う医療行為への指導等は含みません。ただし、死亡・後遺症障害等のリスクが高い医療行為及び第三次医療施設等で医療行為を行う場合で、現地医療従事者が患者に医療行為を行う現場で指導等を実施する場合は、「医療行為」とします。

計画している活動内容が医療行為にあたるか否か迷われる場合は、所管の JICA 国内機関にお問い合わせください。

### 2. 応募前の相談について

提案内容に医療行為が含まれる場合は、必ず本要項表紙に記載の初回応募相談締切日までに所管の JICA 国内機関に連絡の上、提案内容について相談ください。医療行為を含む事業に関する応募相談は、通常に応募相談よりも確認事項が増えるため、早めに応募相談をお願いします。JICA では、医療行為を行うにあたりその内容や必要性、現地の医療体制、リスク等を確認します。

### 3. 医療行為の実施要件

以下の全ての条件を満たした場合に限り、医療行為を実施することができます。

- (1) 提案団体から派遣され、医療行為を行う業務従事者（以下「医療行為の実施者」）が、日本国籍を有し、かつ、相手国で有資格者として認定されていること、もしくは医療行為を行う許可を相手国（中央または地方派遣政府）から書面で得ていること。

- (2) 提案団体が、相手国責任機関（公的機関の場合は保健省等、民間の場合は保健省または民間病院）と免責事項について協議し、JICA 及び提案団体が医療事故の責任を問われた場合は、右 2 者の故意または重過失の場合を除き、相手国責任機関が JICA 及び提案団体に代わり責任を負担することについて、法的拘束力を有する合意文書を相手国責任機関、提案団体、JICA の三者で締結すること（合意前の医療行為は実施不可）。
- (3) JICA 及び提案団体は、医療行為の実施者が故意または重過失による医療過誤等による民事責任及び刑事責任を負う場合には、かかる責任を提案団体が負い、JICA に何らの請求も行なわないことを、JICA と提案団体との間で締結する契約書等で確認・合意すること。
- (4) 患者または家族に対するインフォームド・コンセントを得ることを前提とする。  
※ インフォームド・コンセントは国により制度が異なる、あるいは制度自体がない国もあります。JICA では統一フォーマットは作成していないため、提案団体に作成ください。患者または検診対象者に、医療行為の内容やリスク等について十分な説明がなされ、文書で了解が取れていることが必要となります。

#### **4. 医療過誤に関する保険加入について**

- (1) JICA は、JICA 及び提案団体に対する訴訟リスクに対応するため、医療行為の実施に先立って、あらかじめ医療賠償責任保険に加入することを原則とします。
- (2) 医療過誤が重過失によるものと認められて上記（1）の保険金が支払われた場合、提案団体は JICA に対して JICA がそれまでに支払った保険料を払い戻すことを原則とします。

#### **5. 本邦研修**

- (1) 本邦研修における日本国内での医療行為は、厚生労働省が定める臨床修練制度（医師法第 17 条他）に従って実施可能とします。
- (2) 提案団体は、臨床修練制度に基づき、海外からの研修員の医療行為に対する全ての責任を負うこととし、賠償責任保険に加入してください。保険加入の履行確保や責任負担については、JICA と提案団体との間で締結する契約書等で確認・

合意します。なお、病院が加入する賠償保険については、JICA との委託契約の間接経費から支出できるものとします。

## 6. 応募時の提出書類について

医療行為を伴う事業を応募する場合は、「様式Ⅳ 医療行為を伴う事業提案 補足情報」に必要事項の詳細を記入の上、提出ください。「様式Ⅳ」における記載必要事項は以下のとおりです。

- ・ 医療行為の内容とその必要性
- ・ 対象国の保健医療事情や実施体制（技術移転の対象となる特定の医療技術だけでなく、患者への安全確保に必要な医療施設での管理体制、チーム医療体制、術後管理体制、保健医療従事者の能力等）
- ・ 対象国における法制度及び医療訴訟の判例の有無とその内容等
- ・ 医療行為の実施者の妥当性（免許、実績、語学力、組織としてのバックアップ体制等）

## 参考情報

JICA では、草の根技術協力事業の実施を支援するための研修・資料や、市民の皆様と国際協力を結びつける情報提供・人材登録制度等を用意しています。

### (1) NGO 等向け基礎からはじめる国際協力事業研修

プロジェクトマネージャー及びその他の業務従事者は、国際協力プロジェクトの計画・実施・評価の一連のサイクルを理解することが求められます。JICA では、NGO 等が草の根技術協力事業等の開発途上国におけるプロジェクトの計画を行うに際し、必要な手法を学べる研修を提供しています。是非受講を検討ください。

[http://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/index.html](http://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/index.html)

### (2) 事業計画検討の参考になる資料

草の根技術協力事業の過去の採択案件一覧、好事例、マルチメディア教材(動画)等を掲載しています。

<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

### (3) NGO-JICA ジャパンデスク

JICA では開発途上国において本邦 NGO の活動を支援する「NGO-JICA ジャパンデスク」を在外事務所に設置し、JICA が保有する各国情報の提供等を行っています。設置国は JICA ウェブサイトを確認ください。

[https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/japandesk/index.html](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/index.html)

### (4) 国際協力人材登録制度のご案内

JICA は国際協力分野で活躍を目指す人と、国際協力に関わる人材を求める企業や団体を結びつけるとともに、国際協力のキャリア形成に有用な情報を提供する国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」を運営しています。「PARTNER」に登録すると、国際協力関連の求人情報や、研修情報等を閲覧することができます。詳しくは「PARTNER」ウェブサイト (<http://partner.jica.go.jp>) を確認ください。